

Title	班田の法と井田の法 (続)
Sub Title	
Author	清水, 静文
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.3 (1909. 4) ,p.339(67)- 355(83)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090401-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

66 たるものにて、兩者何れの利益より観るも其理由を發見するに難からず。即ち普通一定の勞銀以外に更に企業の好成績に際して企業利潤の分配に參與するを得るは勞働者に取り一大利益たると勿論なると共に、又企業家より之を觀れば、斯制は勞働者をして當該企業に執着せしめ、從て企業家をして熟練せる多數の勞働者を其配下に保持するを得せしむるの利益あり、作業に對する勞働者の注意勉勵即ち操業上の勤勉、材料消費上の注意節約、器械取扱上の注意等は企業利潤に影響を及ぼし、從て又勞働者自身の所得に影響を及ぼす可きが故に勞働者は自己の利益に驅られて自發的に其業務に細心勉勵するに至るの利益ある可きなり。

其他世間には勞働の結果に對する當然の要求として勞働者の爲に此分配を要求する者あり。幾多の斯制主張者并に其實行者は實に斯る理由に基づきて之を主張し之を實施せる状ありと雖も、苟も現今の企業組織の正當視さるゝ以上斯る要求は以て斯制の理由とするに足らざると上來の所述に照して明なる可し。從て斯制の目的が斯る社會主義的理想の實行に非ずして、現勞銀制度の缺點補足の目的に外ならざるとも復た敢て論ずるを要せざる可し。(未完)

班田の法(續)

清水 靜 文

67 大化の新政を經濟的方面より觀察すれば、土地の封建的私有を全廢して國有となし、平等主義に基きて之を庶民に分配し、墾田の外一切の賣買を禁じて兼併の弊を防ぎ、政府の歳入は私經濟的収入に依らずして、總て租庸調に依る制度を立てたるにあり。彼の羅馬の *Tiberius Gracchus* が伊太利は悉く猛獸(門閥を指す)の巢窟なり、祖國の爲に奮闘して斃れたる人々の家族は唯空氣と日光とを所有するのみにして、愈ふに處なく膝を容るゝに家なく、妻子離散して路頭に迷ふもの、是れ全く富豪の輩が土地を獨占するが爲にして(羅馬の末路全國の領土は僅かに最大多數の庶民を水火の中より救はんとせば、一定の公有地を除くの外、餘は悉く之を平等に分配せざるべからずと痛論し、身を犠牲に供して尙功果を奏せざりしに、近世共產主義者の一理想とせる土地の國有及班田の法が、大化より延喜延長に至る二百有餘年の間行はれたるは、我國史の光榮とするところなり。而して班田を行ふには、先づ戸口を檢

し、田畝を校する必要あり。

(い) 戸籍計帳。顯宗天皇の世、戸籍のこと既に史に見ゆれども、如何なる方法にて調査せしか、人口は幾何なりしか、審かならず。推古天皇の十八年には四、九八八、八四二人(現今の和蘭葡葡牙、瑞典等と略ぼ)にして、聖武天皇の天平八年には、八、六三一、七七〇人(現今の愛耳蘭、蘇格蘭)に増加せりと、以て當時の人口を推測する資料となすべし。孝徳天皇六化二年正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔。其一日、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣、連、伴造、國造、村首所有部曲之民、處々田莊、仍賜食封、大夫以上各有差降。其三曰、初造戸籍計帳、班田收授之法、凡五十戸爲里、每里置長一人(孝徳紀)と。權門勢家の私領は一切此詔によりて廢止せられ、皇室は直に人民に接觸することゝなれり。今正倉院に残れる戸籍斷簡の一部を拔萃して參考に供せん。

○筑前國嶋郡川邊里大寶貳年戸籍

筑前國嶋郡戸籍川邊里

大寶二年

戸主卜部乃母曾、年肆拾玖歲

正丁 課戸

母葛野部伊志賣、年柒拾肆歲

耆女

妻卜部甫西豆賣、年肆拾柒歲

丁妻

男卜部久漏麻呂、年拾玖歲

少丁 嫡子

男卜部和智志、年陸歲

小子 嫡弟

女卜部智吾良賣、年拾陸歲

小女

女卜部乎智吾良賣、年拾參歲

小女 上件二口、嫡女

從父弟卜部方名、年肆拾陸歲

正丁

妻中臣部比多米賣、年參拾柒歲

丁妻

男卜部黒、年拾柒歲

少丁 嫡子

男卜部赤猪、年拾陸歲

小子

男卜部乎許自、年貳歲

綠兒 上件二口、嫡弟

女卜部比佐豆賣、年拾捌歲

次女

女卜部赤賣、年拾參歲

小女

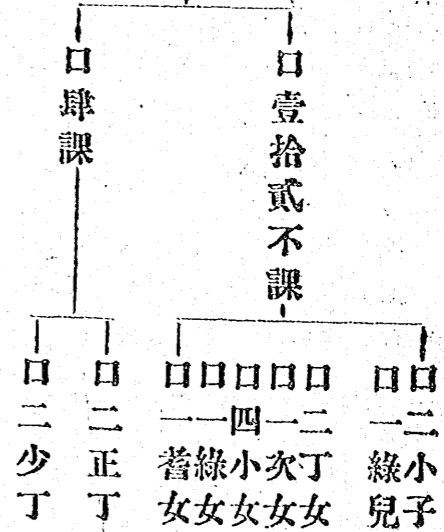
女卜部羊賣、年玖歲

小女

女卜部麻呂賣、年壹歲

綠女 上件四口、嫡女

凡口壹拾陸



受田貳町貳段陸拾步

(ろ) 田籍及田圖。大化二年八月癸酉詔曰(中略)凡仕丁者每五十戸一人宜觀國々疆界或書或圖持來奉示國縣之名來時將定國々可築堤地可穿溝所可墾田間均給使造當聞解此所宣(孝德紀)。田令曰云々給訖具錄町段及四至。

(は) 口分田の割合。大化元年八月東方の諸國司に勅して戸籍を作り田畝を校せしむ。倭國の六箇縣にも特使を發して同様の舉あり。九月甲申吏員を諸國に派遣して庶民の元數を録したること孝德天皇紀に見ゆれども未だ班田の事なし。二年正月甲子朔改新の詔を下し始めて戸籍計帳班田收授之法を造り一般庶民に田

を授け其民死すれば之を公儀に收めたれど男女各幾段歩を受けたるや明瞭ならず去り乍ら必ず其制を定め給ひしや疑ふべからず何となれば同年八月の詔に今發遣國司并彼國造可以奉聞去年付於朝集之政者隨前處分以收數田均給於民勿生彼我凡給田者其百姓家近接於田必先於近如此奉宣とあるを見ても推知するに難からず。

口分田の割合を記すものは大化二年の革新を去る五十六年後の大寶令を以て始とす。然るに田制編第四卷二十三乃至二十四丁に書する大化改新の時より人生れて六歳に至れば男女の等差に隨ひて田地を給ひ力作して租を公上に輸し其餘を以て己れが食料とせしめ身死すれば公に還收すこれを口分田といふ男一人に二段を給し女には其の三分の二を給す而して五歳以下は給することなく六歳に至りて始めてこれを給す故に毎六年死生を考覈して收授をなすこれを班田といふと恰かも大化改新の時より男女の口分田數確定せるが如く書すれども實は是れ大寶令より推測したるものなるべし大寶令は其骨子を近江令に取り大化以來の慣例を斟酌して制定したること明かなれども正史の徵すべきなきに斯く斷定

72 を下すは如何あらん。田令曰。凡給口分田者男二段。女減三分之一。五年以下不給。又曰。凡官戸奴婢口分田與良人同。家人奴婢隨鄉寬狹并給三分之一。男には二段女には其三分の二、私人の奴婢には良人の三分の一を授け、官家の奴婢には良人に均しき無税の口分田を給したり。是れ唯一般の原則を示せるのみにして、實際に於ては必ずしも然らず、即ち男に付て云へば寬郷(人口少く田地多き郷を云ふ)にては法の如く二段を給し、殘餘は之を乘田(分田)とせるあり、或は三段四段を授けたる所あり、又狹郷(人口多く田地少き郷を云ふ)にては、郡内を通計して平均に割渡し、必ずしも二段の數に満たしめず、或は他國の地を給したる場合もありて一定せず。是れ田令の其地有寬狹者從郷土法。易田倍給云々。凡狹郷田不足者聽於寬郷遙受。凡給口分田務從便近。不得隔越。等の例外規則に由れるものにして、桓武天皇延暦十一年十月廿九日、勅班京畿百姓田者、男分依令給之、以其餘給女、其奴婢者不在給限、(類聚國史卷百五十九)と云ふが如き、清和天皇貞觀十五年十二月十七日戊申、太宰府言云々。課役之民、日無偷安、不課之戸、時多閑逸、論其身事、固非同年、然則所得之分、多少宜殊、昔唐制丁男中男給田一頃、殘疾廢疾四十畝、寡妻妾三十畝、差降之法、誠非無故、今定課丁給

三段三百二十九步、不課男給二段、女一段、然則女子得半男之分、(清和紀)と云ふが如き。聖武天皇神龜二年七月二十一日、伊勢尾張二國の田を以て始て、志摩國百姓の口分に班給したるが如き、(續日本紀)光孝天皇仁和元年十二月二十七日、土佐國に於て、正丁に四段、次丁及中男に二段、不課男に一段、女に五十歩を給し、一班の間實施せしが如き、(類聚國史)又以て如何に法規と實際とが相違せしかを窺ふに足る。

73 (に)班田收授の法。班田の法は井田の法とは異なり、毎年總ての田を收授せず、六年目毎に收授する規定なり、若し死亡者ありて返納すべき田地あれば、次の班年に至りて公收し、それ迄は同戸内の人之を耕し、地租も代りて上納せしむ、蓋六年目毎に收授すとは、未だ口分田を給せざる人について云へるものにして、既に授かり居る者は、班年毎に收授するにはあらず。或著者は、唐の班田の法に則り、男は六十歳を限り、女は四十九歳を限り、之を返さしめ、子孫に養はしめ、頼る所なきものは、伍中にて養はしむと記述すれど、男の六十歳となりて田を返納するは、是れ周の法にして、本邦大化の時に行はれたるものにはあらざるべし。殊に女が四十九歳に返すと云ふに至ては、愈信じ難し、何となれば、田令に凡田六年一班。若以身死應退田者、每

至班年、即從收授と。死者の田を返上すべき規定はあれど、生存中一定年限に達したるが爲に、口分田の權利を失ふべき規定を見ず、又戸令に凡男女三歳以下、爲黃十六以下、爲少。廿以下、爲中。其男廿一爲丁、六十一爲老。六十六爲耆。として廿一歳より六十歳迄を丁となすは、男子に限りたるも、之は兵役其他賦役上の都合より區別したる者にして、口分田を給する上より云へば、廿一歳より六十歳迄の女も、矢張り丁女若くば丁妻として與へられたる、例は枚擧に遑ならず(正倉院戸籍斷簡、大寶二年養老五年神龜三年の參照)而して死亡者より取立たる分は、之を班年に六歳若くば、それ以上に達するも、未だ口分田を受けざる者に與ふるなり、例へば班年の翌年に生れたる兒は、次の班年に至りて口分田を受くれども、班年に五歳となれる者は、次の班年即ち十一歳となれるとき初めて受くることとなる、去れど死亡者の分は、次の班年まで返納せず、其家族の者之を佃食するを以て(但租納も代)六歳を越へて尙ほ受けざる不足は、死して尙ほ還さざる餘分と差引き、自から公平を保たしむる仕組なり。班年に至れば正月三十日以内に左右京職諸國司より太政官に申し、十月一日より其田地と給すべき人口とを調査して帳簿を作り、十一月一日より翌年二月三十日迄に給授の事務を結了する定なり、蓋二月三十日を以て終了の日とせるは、農事上の都合による。

(ハ)班田の順序。田を授くる順序は、課役を先にし、不課役を後にす、其課不課中に於ては、無きを先にし(無きとは未だ口分田を受けざる者、即ち六歳になれる者な云ふ)、少きを後にし(少なきとは既に受けたる田、地の崩壊侵食せしむる田)、貧きを先にし、富めるを後にす、(田令)課役とは、戸内に正丁(二十一歳より)、中男(十七歳より)、及次丁(六十一歳より六十五歳まで、即ち老及殘疾)あるを云ふ、不課役とは、皇親八位以上、男十六以下、并に蔭子(五位以上)、耆(六十以上)、廢疾、篤疾、妻妾女、家人、奴婢を云ふ、(戸令)。授田の順序は、人に據らずして、戸に據るが故に、不課の人といへども、課戸内に在れば先に授く、而して次丁は二人、中男は四人を以て、正丁一人に准ず(賦役令)。

(ヘ)一段歩の收穫高。令義解云。段地、稔稻五十束。束稻、春得米五升也。即於町者、須得五百束也。と然らば、一段歩の産額は二斛五斗なり、大日本租稅志によれば、大化と大寶とに使用されたる升は、集解の所謂減大升にして、京升の四合一勺八撮四四餘に當ると、今此割合にて減大升の二斛五斗を京升に換算すれば、一斛四升六合一勺餘に當る、而して當時は三百六十歩一段なりしを以て、之を今日の三百歩に積り直せば、一段の産額八斗七升二合弱となり、是を現今の見積り平均生産高一石四

76 斗に比較すれば、六割二分三厘となる。大寶令の量に付ては種々の説あり、藤井貞幹が京升六合四勺量を令の小升と爲し、一升九合二勺量を大升と爲し、九合六勺量を減大升と爲すが如き、藤本廉が三合三勺九撮量を以て、令の大升を説くが如き、荻生茂卿の黄鐘説の如き、其他清宮秀堅の如き、中村欽の如き異説ありと雖も、租税志を以て最も信頼すべきものとす。

かく紛々たる異議を生ずるに至りしもの、蓋義解が量の單位を定むるに尺度を以てせずして、以租黍中者容一千二百爲審。十審爲合也。即ち北方黑黍の中なる者一千二百を容る、容積を十分の一合となすと、不定量にて注したるに歸すること少しとせず。

(と)易田。横山由清曰く、土地の肥瘠、水利の便否に隨ひ、田品を分ちて、上、中、下、下々の四等とす、公田を賣與して賃租せしむるに、其の稷稻、上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下々田は一百五十束と定め、稷稻の五分の一上田百束、中田八十束、下田六十束、下々田三十束を地子として輸さしむ、是其の等差を立てたる所以なり。口分田の類は此田品に由らず、郷土の寛狭地質の肥瘠を料りて、一戸内の人に或は上田を授け、或は中田を授け、或

は下田、下々田を授けて以て平均を得せしめ、而して其租は上田の所收五百束を標準として廿二束を輸さしめしなりと。勿論支那の井田法の如く、大化改新の始より、口分田に上中下の等級を附し、田品と廣表とを正確に反比せしめて、割渡したるにはあらざるべきも、田令に易田倍給と云ひ、義解に易田者、其地薄瘠、隔歲耕種也。倍給者、假令應給二段者、即給四段之類也と云ひ。集解に上田一歳を休はしむる者を一易とし、中田二歳を休はしむる者を再易とし、下田は三歳を休はしむ、故に班田の時倍給すと云ふに由て之を按ずるに、輪番收穫の尙未だ行はれざる此幼稚の時代に在て、分配の公平を保たしむる爲、事情の許す限り、易田を倍給するは當然の事にして、其實例も亦枚擧するに違あらず、去れば由清の言は餘り一方に偏せるものと謂ふべし。

(ち)王朝時代の田數。本邦の總田數を記載するもの輿地圖より古きはなし、蓋輿地圖に載するところ、國六十六郡六百三十一、田八億(但億とは十萬を云ふ)一萬八百六十二町、島四所産無延曆二十四年二月改定と、實に八百六十餘萬の人口を有したる聖武天皇の天_三平八年(西曆七)を距る六十九年後の事にあらずや、其より百餘年を経て醍醐天皇

78 の延喜延長(西紀九〇一年乃至九三〇年)の間に和名抄の撰成り、第二最古の全國田數を載せて八十六萬二千七百九十七町二段四十九步と註す。桓武の末年より醍醐に至る、約百年間に於て、田數の増加するもの纔かに五萬餘町歩に過ぎず、七十九年前の天平八年と雖も、延暦廿四年と大差なきは推知するに難からず、而して一段歩の收穫米京升の一石許なりしを以て、一人割小壹石に當れり、是れ現今と大差なき量なり。

(り) 井田の法と班田の法との差違を擧ぐれば、彼の九分乃至一割の稅率なるに、我の四分四釐、彼の長男は二十歳餘夫は十六歳に達せざれば田を給せざるに、我の班年に六歳となれる者に給したる、彼の六十歳に至りて返したるに、我の返さざる、我の女姓に與へたるに、彼の與へざる、彼は毎年、我は六年に一班し、彼の毎年總の田を收授したるに、我の唯死亡者の分を收めて未だ有せざる者に與へたる、其他地割の點に於て、廣袤の點に於て、幾多の相違ありと雖も、平等を目的とし、賣買を禁止したるが如きは、相一致する點なりとす。

(四) 班田の廢絶。朝鮮支那との交通開けてより、大陸的文明の潮流は、漸次有形無形の各方面に侵入し來り、中央帝都の地は其影響によりて著大なる進歩をなせしも、地方は猶幼稚にして、神武以來千三百年間、徐々に發達せる封建の制度は未だ充分成熟せざるに、外交は益多端となり、外部の刺劇に催されて一大革新の舉に出で、中央文明を標準とせる郡縣の制度は運輸交通の不便なる僻遠の地方に至るまで限なく敷かれたり、高尙なる新政焉を能く未開の民に適合すべき、新制度の充分行はれたるは、纔かに五畿内、山陽、北陸、伊勢地等にして、恰も幼者が長老を眞似て早熟したるが如く、全體としての意氣既に消沈せるに、殿上人は太平に酔ひて華奢に流れ、神社佛閣の建立は多額の財寶を消耗して、財政の不如意を惹起せり、殊に陽成天皇に至り、讒樂放蕩愈募り給ふに乘じ、諸王權臣等莊園を拜領するの例を開き、爾後國司不入の地次第に増加し、尾大不振の有様となりて、班田終に廢絶せり。

外國の班田法

班田の法は唯本邦と支那とに限れる制度にあらず、洋の東西時の古今に互りて行はれたる實例乏しからず。次に聊か諸外國に於ける班田法の概要を述べて參考に供せん。

(一) Markの制。班田の制は羅馬の征服前既に歐洲の諸地方に行はれたるを見る。Diodorus Siculusの云ふところによれば、ケルチ民族の或部落中に於ては、毎年耕地を分配し、共同して收穫に従事し、其産物を地積に應じて配當せりと。StraboはDalmatia人が八年毎に土地を收授せし事を述べ、Horseはドノウ河畔に於けるGedage人中に毎年班田の習慣ありし事を説けり。ケーザルの時代に於けるゲルマニ人は、同一土地を二箇年繼續して耕作せず、故に酋長は毎年各家族に異なる部分を分與せしが、歳月の経過と共にMarkの制も次第に發達せり、蓋Markは一の村團にして多數の家族より成り、家長は村團會議に列して收授の事務を掌れり、中央は耕地にして周圍に牧場森林あり、耕地は定期に分配せしが、牧場森林は共同使用の場所に充て

たり。白耳義地方及瑞西には、今尚ほ此制度の現存せるもの少なからず。

(二) Mithの制。露國にては千八百六十一年農奴解放令を發布して土地を分配するに際し、古來の習慣たる村團の制を存し、土地を個人に分配せずして、集合的に各村團に授與し、村團が之を人民に分配する仕組を取れり。租税の上納に付ては、村團が農民と連帶の責任を負ふこととせり、明治三十八年に至り其義務を廢止せり。而して此制度に於ては、各家族の生活に差支なき程度の地積を授け、農家人員の増減に應じて時々收授したるも、其煩に堪へずして千八百九十三年に至り十二年一班の法を採用せり。牧場森林はMarkの制と同じく共同使用に供し、宅地園地は我王朝時代の如く、全く收授に關係なき私有地とせるも、耕地は居村を中心として三箇の同心圓を畫きて三帯となし、三年輪番の耕作に當て、各帯を廣さ五乃至十米突、長さ二百乃至三百米突の區畫に分ち、抽籤分配の方法によりて、地味の善惡地位の便否等に對する争端を避けたり。共有地の分配を受くるは成年男子の權利にして、若し村團を不利益と認むるときは、家長會議を開き、三分の二の多數決を以て之を解散し、私有權制度に變更することを得、而して此村團は次第に消滅する傾向

82 あれども、今尙三千万の人口此制度の下にありと云ふ。

(三) 秘露の班田法。西班牙征服に至る數世紀の間、秘露には吾人の以て不可實行の理想郷となす一種の黄金時代ありしことを忘るべからず。秘露の國土は日輪帝王、及人民の三者に分領せられ、日輪領の所得は、神社、祭禮、神官の經費に充て、帝王の領土は皇室費の財源となり、殘餘は毎年一回之を人民に分與せり。かくして授かりし土地は、優に一家を維持するに足り、出生死亡と共に年々耕地の廣袤に増減を生ぜり。而して官吏(Curacas)には、我大寶令の職田に同じく、其階級に相應する丈の土地を授けられたり。

人民は先づ神田(日輪領)より耕やし始め、耕作に従事すること能はざる癡疾、耆老、寡婦、孤兒、現役兵士の土地に移り、次に隣家相助けて各自の土地を耕やし、終れば人皆な盛装をなし讚美歌を唱へつゝ、天領(帝王領)を耕作する順序にして、其他鑛山、牧畜、紡績等より道路の修繕に至るまで、皆な共同主義に依り、曾て飢饉なく、乞食なく、施行なき一種の極樂園なりき。

(四) 以上は班田に關する僅少の實例に過ぎず。其他古代のヘブリエー人は、買受け

たる土地を每五十年目に賣主に返却せしめて、財産の平均を保てり。而して現今の瓜哇の如き、アフガニスタンの如き、印度のマドラス地方の或村落の如き、亞弗利加之 Kaffirs 族の如きも、亦一種の班田法を有す。(未完)